

シルバーピア等における連帯保証人の取り扱いについて

1 概要

シルバーピア、区営住宅及び障害者住宅（以下「シルバーピア等」という。）への入居にあたっては、入居者に対し資格を有する連帯保証人の確保を求めているところである。

この度、民法において債権関係の規定が見直されたことを受け、国土交通省通知「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」（平成30年3月30日付）が発出された。この中で「公営住宅管理標準条例（案）」を改正し、保証人に関する規定を削除したことが技術的助言として通知され、併せて住宅に困窮する低額所得者に対する的確な公営住宅の供給について特段の配慮をするよう依頼されている。

このことから、文京区においてもシルバーピア等への入居の円滑化を図るため、それぞれの条例において、連帯保証人に係る規定を削除するものである。

2 条例改正内容

連帯保証人に係る規定を削除

【改正対象】

- ・文京区シルバーピア条例
- ・文京区営住宅条例
- ・文京区障害者住宅条例

3 連帯保証人の規定削除後の対応

各条例施行規則で規定している様式に、緊急時の連絡先を記入してもらうこととする。

4 今後のスケジュール

令和2年	2月定例議会	各条例改正の議案上程
	4月1日	各条例の施行